

鳥取県人権施策基本方針第 3 次改訂（案）

# 共通項目 1

（第 1 章・第 4 章・人権年表等）

平成 27 年 6 月 26 日

人権・同和対策課

# 目 次

第2次改訂 第1章 内容整理	・ ・ ・	P1
—第3次改訂 素案—		
第3次改訂 基本方針改訂の経緯	・ ・ ・	P18
人権をめぐる社会の動き	・ ・ ・	P19
第1章 基本的な考え方	・ ・ ・	P22
1 人権施策の基本方針		
2 基本方針の位置付け		
第4章 人権施策の推進体制	・ ・ ・	P23
1 県の推進体制		
2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働		
3 国、市町村、企業、NPO等との連携		
人権関連年表	・ ・ ・	P24

## 第2次改訂 第1章 内容整理

H27.6.26 現在

左欄 第2次改訂原文・下線部＝削除

右欄 第3次改訂(案)・下線部＝追加等

第1章 基本的な考え方	第1章 基本的な考え方
<p>第1章 基本的な考え方</p> <p>第1章 基本方針の策定趣旨、位置付け、策定範囲</p> <p>1 策定趣旨</p>	<p>本県では、平成8(1996)年7月に制定した鳥取県人権尊重の社会づくり条例においてお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができ、偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9(1997)年4月に策定したこの鳥取県人権施策基本方針で施策の基本的な方向を示して、県政の主要な課題として「人権先進県づくり」に取り組んできました。</p> <p>そして、平成16(2004)年にはこの基本方針も改訂して、国において策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年3月)との整合性を図るとともに、それまで基本方針と平行して人権教育・啓発の推進の指針としてきた「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画―これからの人権教育・啓発―」を包括したものとし、人権教育・啓発の推進、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化など人権尊重の視点に立った様々な取組を進めてきたところである。</p> <p>しかし、これまでの人権尊重の取組や社会情勢の変化などから、新たに認識の高まった人権課題など一層の取組が必要となる人権課題が多くあり、また、依然として差別などをはじめ、人権侵害を受けたと感じている人も少なくありません。</p> <p>また、県民との協働の必要性も一層認識されてきています。</p> <p>このたびの第2次改訂は、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会や関係諸団体及びパブリックコメント(注1)等をはじめ、多くの県民の皆さんの御意見を反映して、これまでの基本方針による取組を基盤に据えながら、新たな課題に対応し、施策を一層充実させるため人権施策の展開方向を再度点検し、人権尊重の社会づくりの取組を一層進めようとするものです。</p>
<p>基本方針改訂の経緯</p>	<p>本県では、平成8(1996)年7月に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」においてお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができ、偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9(1997)年4月に策定したこの鳥取県人権施策基本方針(以下、「基本方針」という。)で施策の基本的な方向を示すとともに、具体的な事業を展開し、「人権先進県づくり」に取り組んできました。</p> <p>そして、社会情勢の変化等を踏まえ、これまで2度の基本方針改訂を行いました。</p> <p>平成16(2004)年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年3月)と整合させるとともに、「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画―これからの人権教育・啓発―」(平成11(1999)年2月)の内容を踏まえた第1次改訂を行い、人権教育・啓発の推進も含め、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化など人権尊重の視点に立った様々な取組を進めてきました。</p> <p>また、平成22(2010)年には、新たに認識の高まった人権課題についての取組方針を明らかにするなどの第2次改訂を行い、市町村・NPO・企業等との連携を図りながら取組を進めてきたところです。</p> <p>その結果、地域、学校、職場などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われ、相談窓口や分野別施策も充実してきています。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの取組により、障がいのある方などの社会参加も進んできていますが、一方で、虐待、いじめ、外国人の人権に関する問題など、人権をめぐる社会情勢の變化により、より一層の対応が求められている人権問題も明らかになってきています。</p> <p>平成26年に実施した鳥取県人権意識調査(以下、「鳥取県人権意識調査」という)の「一人ひとりの人権が守られていると思いませんか」の設問に対し、51%の人が「そう思う」「どちらかかといえそう思う」と回答していますが、一方で、「どちらかか</p>

いえばそう思わない」「そう思わない」と25%の人が回答しています。

これまでの成果と課題を踏まえ、人権尊重の社会づくりの取組を一層進めるとともに、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会やパブリックコメント等、多くの県民の皆さんの御意見を反映して第3次改訂を行いました。

## 2 位置づけ

この基本方針は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例第5条に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針（人権施策基本方針）であり、県や市町村、関係団体、NPOなどが連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を進めていくための県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

また、今後の本県の目指すべき姿と実現への取組方針をまとめた「鳥取県の将来ビジョン」をはじめ、「鳥取県人権教育基本方針」「鳥取県男女共同参画計画」「鳥取県障害者計画」「子育て王国とっとりプラン」「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン」「鳥取県保健医療計画」「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」等の本県の策定した各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意しつつ推進していくとともに、新たな計画の策定又は各種計画の改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権施策を総合的に推進していくこととします。市町村や国の取組はもとより、県民、住民団体、企業の人権尊重の社会づくりに向けた自発的、積極的な取組も期待するものです。

## 3 策定範囲

(1) 広がる人権概念

人権は、歴史的には国家（各種公的権力を含む。）に対する個人の権利として、まず「国家からの自由」と称される自由権（国家からの侵害を受けない個人の自由の領域を保障したものであって、国家の不作为を要求する権利）、加えて「国家による自由」と称される社会権（国民が国家に対して一定の積極的作為を要求する権利）の内容を持つものと理解されました。

そして、現在では、広く個人が社会や集団の中で尊重され、個々の生活や人間関係を維持発展するために必要な権利としても理解されています。日本国憲法においても、「包括的基本権」、「法の下の平等」といった総則的規定の下、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由などの「自由権」、生存権、教育を受ける権利、労働権などの「社会権」が基本的人権として定められています。さらに以上の分類に含まれないものとして、「受益権」（国務請求権）、「参政権」が定められています。

## (第1章) 1 基本方針の位置づけ

この基本方針は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例第5条に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針（人権施策基本方針）であり、県や市町村、関係団体、NPOなどが連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を進めていくための県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

また、今後の本県の目指すべき姿と実現への取組方針をまとめた「鳥取県の将来ビジョン」をはじめ、本県の策定した各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意しつつ推進していくとともに、新たな計画の策定又は各種計画の改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権施策を総合的に推進していくこととします。

市町村や国の取組はもとより、県民、住民団体、企業の人権尊重の社会づくりに向けた自発的、積極的な取組も期待するものです。

## 3 策定範囲 (1) 広がる人権概念⇒削除

【削除理由】

- ・日本国憲法の説明及び新たに認識された人権等の説明であり、本基本方針に特別に明記する必要はないと判断

このように、日本国憲法では豊富な人権規定がおかれていますが、戦後の急激な社会・経済の変動によって憲法制定当時には想定できなかつた問題が発生し、また人権意識の高まりによって「新しい人権」が認識されています。例えば、「プライバシー権」(マスコミの発達、コンピュータなど情報技術の進歩がもたらした私生活への侵入を背景とした、自己に関する情報をコントロールする権利)、「環境権」(高度成長による環境悪化を背景とした、良好な環境の中で生活を営む権利)、「自己決定権」(管理社会化の進行と国民の権利意識の高まりを背景とした、一定の個人的な事柄について公権力などの干渉を受けることなく自ら決定する権利)などがあります。

## (2) 本基本方針の対象

### ① あらゆる「人権」

本県の施策が対象とすべき「人権」は、これらのあらゆる「人権」を視野に入れた幅広いものです。

したがって、第3章で取組方針を示す人権問題以外の多様な人権問題についても、啓発をはじめとした適切な対応を適時行うことが重要です。

例えば、アイヌの人々の人権問題については、北海道を中心に先住し、固有の言語や豊かな文化を有していた民族でありながら、歴史や文化への無関心や誤った認識から、差別や偏見が依然として存在しているため、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう、啓発教育の重要なテーマと考えておられます。

### ② 本県における人権尊重の社会づくり

この基本方針は、地方公共団体である県の人権施策の方向性を示すものであることから、県民、県内の市町村等関係団体が共に取り組む人権尊重の社会づくりに係るものを対象とします。

また、人権施策には様々な内容がありますが、基本的な施策である教育・啓発の推進、相談体制の充実のほか、社会環境づくり(施設整備や教育、福祉などの各分野における環境整備など)を伴うものをこの基本方針の対象としています。

このことから、北朝鮮当局による日本人拉致問題は、重大な人権侵害であり、政府認定の拉致被害者である松本京子さんをはじめとした被害者の一刻も早い帰国が望まれますが、国家間交渉に係る問題であることから、本基本方針とは別に県政の重要課題として取り組むこととします。

また、犯罪に関わる人権問題については、犯罪被害者等への支援の声が高まったことにより犯罪被害者支援法が制定されました。一方で被疑者、被告人、受刑者や刑を終えて出所した人等の権利擁護も重要です。犯罪に関わるあらゆる立場の人の人権問題に適切に対応していくこととしますが、本基本方針においては、県民、県内の市町村等関係団体と共に取り組み、具体的な社会環境づくりを伴うものとして犯罪被害者等の人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題について取

## 3 策定範囲 (2) 本基本方針の対象

### ① あらゆる「人権」

⇒ 第3章「様々な人権」の部分に記載

## 3 策定範囲 (2) 本基本方針の対象

### ② 本県における人権尊重の社会づくり

⇒ 他の章に転記

- ・ 上段3行⇒第1章「基本方針の位置づけ」に記載
- ・ 上段3～5⇒第2章に趣旨を記載
- ・ 6行目以降、第2章・第3章に趣旨を記載

組方針を示すこととします。

## 第2節 人権をめぐる社会の取組

### 1 国際的な動向

#### (1) 世界人権宣言

昭和23(1948)年、国際連合において「世界人権宣言」が採択されました。その前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である(略)」としており、またその第1条においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞

この世界人権宣言の精神を効果あるものとするために、昭和40(1965)年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、昭和41(1966)年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、同年に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、昭和54(1979)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、平成元年(1989)年に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、平成18(2006)年に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」等、多くの条約や規約が採択されました。また、多くの議定書の採択、宣言、国際年、行動計画等により、人権尊重、差別撤廃に向けた取組が進められてきました。

#### (2) 人権教育のための国連10年

平成6年(1994)年に行われた第49回国際連合総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間で「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、「すべての国家、先住民及び人種的、民族的、宗教的、言語的集団間の理解、寛容、ジェンダー(注2)の平等並びに友好の促進」等を基調とした行動計画が示され、各国政府は計画の実施に積極的な役割を果たすことが求められました。鳥取県も国連の行動計画に則り、県独自の行動計画を策定し、積極的に取り組みました。

#### (3) 人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年」の終了に際しては取組の継続を望む意見が出されたとともに、「10年」は期間が長く中だるみなどが起きやすいなどの指摘がなされたことから、期間を短くすると同時に取組の評価軸を明確に示した「人権教育のための世界計画」が改めて設けられました。

その計画の第1段階(2005～2009年)は、初等中等教育に焦点を絞って人権教育の推進を図る取組が進められました。平成22(2010)年1月以降

### 国際的な動向

#### 「国際的な動向」及び「人権年表に転記」

##### 1 国際的な動向

・昭和23(1948)年、第3回国際連合総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。

その第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければなりません。」と宣言しています。

・この世界人権宣言の精神を効果あるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」等、多くの条約や規約が採択されました。

・人権教育・啓発については、平成6年(1994)年の第49回国際連合総会で、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間で「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。さらに、平成17(2005)年からは「人権教育のための世界計画」の第1フェーズ行動計画がスタートし、平成26(2014)年までだいたい2フェーズ行動計画が実施されました。

は第2段階として、高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重点を置き、平成26（2014）年末まで取組が展開されます。

(4) 反人種主義・差別撤廃世界会議

平成13（2001）年に国際連合主催で開催された反人種主義・差別撤廃世界会議（ダーバン会議）では、アフリカ人及びアフリカ系の人びと、先住民、移民、難民、ロマ、スインティ（注3）が具体的な被抑圧者として取り上げられ、国、地域、国際的なレベルでの人権差別撤廃に向けた合意としての「宣言」及び「行動計画」が採択されました。

また、これに並行して行われたNGO（注4）フォーラムで採択された「宣言」及び「行動計画」には「職業と世系に基づく差別」としてインド等に存在するダリット（被差別カースト）の問題とともに、日本の部落差別に関する項目が盛り込まれました。

その後、平成21（2009）年4月にダーバン・レビュー会議が開催され、ダーバン会議で採択された「宣言」及び「行動計画」の履行・進捗状況のレビューや今後継続的に反人種主義及び人種差別の撤廃に向けた施策（反人種主義及び人種差別の撤廃に必要な法律の採択及び改善、被害者の救済へのアクセス確保及び拡大等）を継続的に実施していくことを含む成果文書が採択されました。

(5) 国際識字の10年：すべての人に教育を

国際連合では、平成15（2003）年から平成24（2012）年までを「国際識字の10年：すべての人に教育を」と位置づけることを宣言し、各国政府が積極的な役割を果たすことを促進する取組を始めました。

(6) 国連人権理事会の設置

平成18（2006）年に、経済社会理事会の機能委員会の一つであった従来の人権委員会に替えて、国連総会の補助機関として国連人権理事会が設置されました。

人権侵害状況への対処及び勧告並びに人権分野の協議、技術協力、人権教育、各国の人権状況の普遍的で定期的なレビュー等を主な任務とし、国連として人権問題への対処機能の強化を図ったものです。

(7) 国際的な動向に対する日本の対応

日本は、社会権規約と自由権規約の2つの国際人権規約をはじめとして、女性差別撤廃条約、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、人種差別撤廃条約など、さまざまな人権条約を締結しています。

「また～盛り込まれました」⇒第3章 同和問題に記載

(5) 国際識字の10年：すべての人に教育を⇒「人権関連年表」に記載

(6) 国連人権理事会の設置⇒「人権関連年表」に記載

(7) 国際的な動向に対する日本の対応  
⇒「2 国内の動向」及び「人権関連年表」に記載

そして、締約国として各条約、各規約の委員会へそれぞれの分野における自国の人権保障の取組や成果を報告していますが、最近では、人身（特に女性・子ども）取引根絶のための取組や被害者支援などの充実、外国人研修・技能実習生制度が強制労働や性的搾取の目的に悪用されている問題への対応、性的指向に基づく差別の禁止、死刑廃止、公的分野の意思決定の場において女性の参加率を高めるため特別措置を取ることなど、さまざまな具体的勧告を受けています。

他方、日本は拉致問題の早期解決に取り組んでいますが、人権理事会や強制的失踪作業部会においても一刻も早い問題の解決のためには国際社会の協力が不可欠であるとして、重要な人権問題として取り上げられています。

また、経済のグローバル化が進みますと、企業の動向が社会に与える影響の大きさが改めて認識されるようになりました。人権保障においても企業の積極的な参画が期待され、「グローバル・コンパクト」(注5)に賛同する企業は、平成21(2009)年10月現在、世界134カ国に7765団体存在します。日本からは95の企業が参加しており、欧米には大きく後れを取っているもの、人権問題に積極的に取り組む企業を評価する市民意識や仕組みが、日本においても整いつつあります。

こうした世界的な人権に対する取組が進む現在においても、世界の各地で、戦争、貧困、人種・民族、宗教上の理由などから多くの人々の人権が侵害され、生きがいの喪失はおろか、生命の危険にまでさらされているといった現状があり、特に社会的に弱い立場にある子どもや女性などが多く被害を受けています。このことから、国際連合、国家、企業、NGO(注4)、そして各個人が人権問題に積極的に取り組む、世界的な規模で人類共通の課題として、努力を積み重ね、着実に人権が尊重され、差別が撤廃された国際社会の実現への道を進むことが望まれています。

注2) ジェンダー：(社会的成員に想定され2分割された) 身体的性差に関連づけられた歴史的・社会的・文化的に形成される性差

注3) ロマ、スインティ：「ジプシー」と呼ばれてきた欧州最大の少数民族。かつてナチス支配のもと民族虐殺され、またバルカン半島での難民化など常に迫害された状況で暮らしてきた。

注4) NGO：Non-Governmental Organization の略。国際協力等に携わる「非政府組織」「民間団体」

注5) グローバル・コンパクト：1999年の世界経済フォーラムにおいて、当時国連事務総長であったコフィー・アナンが企業に対して提唱したイニシアティブ。企業等に対し、人権・労働・環境・腐敗防止に関する10原則を順守し実践するよう要請している。

## 2 国内の動向

(1) 日本国憲法

## 2 国内の動向

・昭和21(1946)年に日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を具現化す



我が国においては、昭和21(1946)年に平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を具現化するため、世界的な動向も踏まえながら、人権に関する各種法制度の整備など、多くの取組が進められてきました。

## (2) 同和問題解決のための取組

昭和40(1965)年、同和对策審議会は内閣総理大臣の「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策」についての諮問に対し、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とする答申を行いました。その答申に基づき、昭和44(1969)年には「同和对策事業特別措置法」が制定され、以後名称を変えながら平成14(2002)年まで33年間にわたり、同和問題解決のための取組が進められてきました。

その間、平成8(1996)年5月には、国の地域改善対策協議会の意見具申において、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に(教育及び啓発を)再構築すべきと考えられる。」と提言されています。

## (3) 人権教育及び啓発

平成7(1995)年12月には、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年」に関する推進本部が設置され、平成9(1997)年7月には国内行動計画が策定されて取組が進められてきました。

るため、世界的な動向も踏まえながら、人権に関する各種法制度の整備など、多くの取組が進められてきました。

・また、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」 「障がい者の権利に関する条約」等を批准し、国際的人権擁護の潮流に沿う方向で人権施策の充実及び普及を図られてきました。

・「男女共同参画社会基本法」「障害者基本法」「児童虐待の防止等に関する法律」「高齢社会対策基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等の法整備が行われ、様々な人権に関する施策が進められてきました。

・同和問題については、昭和40(1965)年、同和对策審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とする答申を行いました。その答申に基づき、昭和44(1969)年には「同和对策事業特別措置法」が制定され、以後名称を変えながら平成14(2002)年まで33年間にわたり、同和問題を解決するための施策が進められてきました。

・「人権教育のための国連10年」の決議が採択されたことを受け、平成9(1997)年、「人権教育のための国連10年」国内行動計画が策定されました。  
・この計画では、「人権という普遍的文化」の構築を目指し、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題への対応が示されました。

・1996(平成8)年5月に国の地域改善対策協議会が、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題した意見具申を行いました。この中では、21世紀を「人権の世紀」と位置付け、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこ

れまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に（教育及び啓発を）再構築すべきと考えられる。」と提言されています。

・人権擁護の施策の推進については、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とした人権擁護施策推進法」が平成9（1997）年3月から5年間の時限立法として施行されました。

・この法律に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」について審議され、前者は平成11（1999）年7月、後者は平成13（2001）年にそれぞれ答申がありました。

・平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行され、平成14（2002）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

・その後、ホームレスの自立支援等に関する特別措置法、犯罪被害者等基本法、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律、ハンセン病問題の解決に関する法律など、人権に関わる法律が策定されました。

・2013(平成23)年4月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題として「北朝鮮当局による拉致問題等」の取組が追加されました。

(4) 人権救済制度の検討⇒第2章に転記

平成9（1997）年3月に「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行され、同法に基づいて法務省に人権擁護推進審議会が設置されました。この審議会では、法務大臣の諮問を受けて「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」について審議され、教育及び啓発に関しては平成11（1999）年7月に答申が出されました。

その後、この答申等を踏まえた諸施策の一層の推進を図るため、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行され、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると定められました。

そして、平成14（2002）年3月に、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

(4) 人権救済制度の検討

「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」については、人権擁護推進審議会から、平成13（2001）年5月に「人権救済制度の在り方について」、12月に「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出されました。包括的な人権擁護を目的とし、人権救済機関の設置を目指すものとして、平成14（2002）年の第154回国会（常会）に内閣から人権擁護法案が提出されました。

その後継続審議されましたが、平成15（2003）年10月の衆議院解散により廃案となりました。

また、平成17（2005）年には、当時野党であった民主党から人権擁護法案の対案として「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」が第162回国会（常会）に提出されましたが、この法案も同年8月の衆議院解散により

審議未了で廃案になりました。  
しかし、平成21(2009)年には人権救済機関の設置をマニフェストに掲げた民主党を中心とした内閣が発足し、その検討が行われています。

(5) 様々な人権問題への取組  
「障害者基本法」(平成5(1993)年改正)、「男女共同参画社会基本法」(平成11(1999)年施行)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」(平成11(1999)年改正)、「犯罪被害者等基本法」(平成17(2005)年施行)、「個人情報保護法」(平成17(2005)年施行)等の法整備が行われ、様々な人権に関する施策が進められてきました。

### 3 県における取組

(1) 同和問題解決のための取組  
県内においても、昭和44(1969)年の同和对策事業特別措置法の制定を契機として、県、市町村、関係団体などが連携しつつ同和問題解決のための様々な取組を積極的に進めてきました。  
そのような状況の中で、県内の市町村のすべてにおいて、平成5(1993)年から平成7(1995)年の間に部落差別をはじめとするあらゆる差別的撤廃等に関する条例が制定されました。

(2) 鳥取県人権尊重の社会づくり条例  
全国の都道府県にも部落差別撤廃等の条例制定の動きが起きている中、本県は、平成8(1996)年7月、すべての人の人権を尊重することを基本理念とする「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定しました。  
この条例は、前文において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下の平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができ、差別と偏見のない社会が実現されなければならない。」と理念を掲げています。  
この条例を基に、平成9(1997)年4月に「鳥取県人権施策基本方針」を策定し、県の各施策を人権尊重の視点から総合的に取り組むこととしました。  
条例の第5条第2項では、人権施策を積極的に推進するため、鳥取県人権施策基本方針で、次の事項を定めることとしています。

① 人権尊重の基本理念

### 3 県内の動向

・県内においては、昭和44(1969)年の同和对策事業特別措置法の制定を契機として、県、市町村、関係団体などが連携しつつ同和問題解決のための様々な取組を積極的に進めてきました。  
・そのような状況の中で、県内の市町村のすべてにおいて、平成5(1993)年から平成7(1995)年の間に部落差別をはじめとするあらゆる差別的撤廃等に関する条例が制定されました。  
・また、各都道府県にもこのような差別撤廃等の条例制定の動きが起きている中、本県は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定しました。

(2) 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

⇒ 「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」 巻末添付

- ② 人権に関する意識の高揚に関すること
- ③ 差別実態の解消に向けた施策に関すること
- ④ 相談支援体制に関すること
- ⑤ 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること
- ⑥ 同和問題、女性の権利に関する問題、障害者の権利に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項  
また、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者（注6）の果たすべき責務を明示し、人権尊重の社会の実現に向け、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会を設けて鳥取県人権施策基本方針をはじめとする人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映することを定めています（鳥取県人権尊重の社会づくり協議会については、「第1章 第4節 人権施策の推進体制」を参照）  
本県では、この条例によって、人権尊重を各施策の基本事項とし、人権尊重の取組を鳥取県人権施策基本方針に沿って、総合的に推進してまいります。

注6）県内に暮らすすべての者：条例の趣旨を踏まえ、日本国籍や住民登録の有無を問わず、また、自然人及び法人を含めたすべての者をいう。本方針においては、単に「県民」と表記している場合もこの条例上の「県内に暮らすすべての者」と同じ意味で使用している。

(3) 人権啓発及び施策の推進体制の整備

平成9（1997）年11月に「鳥取県人権文化センター」を、県の人権に関する啓発・相談・研究などの業務を補完する中核機関として設立しました。（平成11（1999）年4月社団法人化）  
平成14（2002）年4月には、県民が生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に関する理解を深めていくことを支援する人権学習、人権啓発の拠点施設として、「鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）」を鳥取市扇町に設置しました。

また、人権に関わる施策をより効果的に推進するため、平成14（2002）年4月に人権局を設置し、推進体制の整備、強化をめざしています。

(4) 鳥取県人権教育基本方針

平成11（1999）年2月に「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」を策定し、国の国内行動計画や鳥取県人権施策基本方針に基づき、県が実施する学校、家庭、地域、職場などの各場面における生涯を通じた人権教育・啓発のあり方について、具体的、長期的な方向を示しました。

・平成9（1997）年11月に「鳥取県人権文化センター」を、県の人権に関する啓発・相談・研究などの業務を補完する中核機関として設立しました。  
・平成14（2002）年4月には、県民が生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に関する理解を深めていくことを支援する人権学習、人権啓発の拠点施設として、「鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）」を鳥取市扇町に設置しました。

・人権教育・啓発については、平成11（1999）年2月に「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」を策定し、県が実施する学校、家庭、地域、職場などの各場面における生涯を通じた人権教育・啓発のあり方について、具体的、長期的な方向を示しました。

その後、平成16(2004)年に「人権教育のための国連10年」が終期を迎え、「鳥取県人権施策基本方針第一次改訂」に基づいて「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、同和教育を人権教育の重要な柱として位置付けながら、包括的に各種の施策とあわせて人権教育・啓発を推進しています。

(5) 人権救済条例の成立、廃止と人権尊重の社会づくり相談ネットワークの制定  
人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が平成17(2005)年10月に議員立法で成立しましたが、様々な多くの意見が寄せられ、同年12月と平成18(2006)年1月に開催した有識者による「人権条例に関する懇話会」においても、「県内の人権侵害の事実の確認が必要」「人権侵害の定義があいまい」など多くの問題点が指摘されました。このように、人権侵害の事実等の調査や適切な人権救済の方法の検討を行って条例を抜本的に見直すことが必要であることから、平成18(2006)年2月定例県議会にて条例の施行停止と見直し事業を提案し、成立しました。

その後、平成18(2006)年5月に県内有識者による人権救済条例見直し検討委員会を設け、この検討委員会で県内の人権侵害の調査とその救済に適切な方法が検討され、平成19(2007)年11月に人権救済条例の見直しに関する意見がまとめられました。  
この意見を受けて慎重に検討を行い、平成21(2009)年2月県議会に、人権救済条例の代替策として、相談による支援を充実して問題の解決を図る「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」(「第2章 第2節 相談体制の充実」を参照)を鳥取県人権尊重の社会づくり条例で根拠づける条例改正と人権救済条例の廃止を提案し、可決されました。

#### 4 市町村の動向

平成12(2000)年4月に「地方分権一括法」が施行され、地域の自立と独自性が要求される今日、住民にとって最も身近な自治体である市町村が果たす役割はますます大きくなってきています。

本県においては、県内のすべての市町村が部落差別をはじめとする差別的撤廃等に関する条例を制定しており、また、多くの市町村で人権に関する基本方針や総合・実施計画等が策定されています。(詳しくは添付資料「各市町村の人権に関する条例等の策定状況」を参照)

また、人権に関する行政組織や施設を設置するなど、市町村で人権に関する推進体制について積極的な動きがあります。

人権教育・啓発においては、各市町村で小地域懇談会などが実施されており、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して日々行動することにつながるような、生涯を通じた学習機会を提供する取組が行われています。それに

その後、平成16(2004)年に「人権教育のための国連10年」が終期を迎え、「鳥取県人権施策基本方針第一次改訂」に基づいて「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、同和教育を人権教育の重要な柱として位置付けながら、包括的に各種の施策とあわせて人権教育・啓発を推進しています。

人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が平成17(2005)年10月に議員立法で成立しましたが、様々な多くの意見が寄せられ、同年12月と平成18(2006)年1月に開催した有識者による「人権条例に関する懇話会」においても、「県内の人権侵害の事実の確認が必要」「人権侵害の定義があいまい」など多くの問題点が指摘されました。

このように、人権侵害の事実等の調査や適切な人権救済の方法の検討を行って条例を抜本的に見直すことが必要であることから、平成18(2006)年2月定例県議会にて条例の施行停止と見直し事業を提案し、成立しました。

その後、平成18(2006)年5月に県内有識者による人権救済条例見直し検討委員会を設け、この検討委員会で県内の人権侵害の調査とその救済に適切な方法が検討され、平成19(2007)年11月に人権救済条例の見直しに関する意見がまとめられました。

この意見を受けて慎重に検討を行い、平成21(2009)年2月県議会に、人権救済条例の代替策として、相談による支援を充実して問題の解決を図る「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」(「第2章 第2節 相談体制の充実」を参照)を鳥取県人権尊重の社会づくり条例で根拠づける条例改正と人権救済条例の廃止を提案し、可決されました。

#### 4 市町村の動向

⇒ 「各市町村の人権に関する条例等の策定状況」を巻末添付

伴い、その学習の場を企画・推進する市町村行政担当者等には、適切な情報収集や実態把握と業務推進関係者との協働、人権学習に関する専門性が求められています。

### 第3節 当県の基本姿勢

#### 1 めざす社会

人はすべて生まれながらに自由で、かつ権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならないとす日本国憲法の精神のもと、鳥取県人権尊重の社会づくり条例の前文のとおり、「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができ、差別と偏見のない社会」の実現を目指します。

#### 2 人権尊重の基本理念

人権が尊重される社会を築くためには、人権を相互に尊重し、一人ひとりを大切にするとすという人権意識をあらゆる場面に広げていくことが必要です。また、同時に差別実態や不合理な格差を解消しなければなりません。そして、各自が「自尊心」を大切に、自己決定に基づいて個性や能力を発揮する機会が保障された社会の実現に向けて環境を整えることが重要です。

めざす社会を実現するため、以下の人権尊重の基本理念を掲げ、それをもとに様々な施策を総合的に展開していきます。

(1) 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築  
人間は一人ひとりそれぞれ異なった可能性を持っています。自分の人生を自ら決定して生きるという「自己決定権」に基づいて、個性と能力を発揮する機会が保障された社会、すなわち、各自が誇りを持って生きることができ、自己実現が保障される社会を構築していくことが必要です。

そのためには、まず、第一に差別や偏見など自己実現を阻害している社会的要因を正確に把握し、その解消に取り組まなければならない。第二に、各人は自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことが必要です。その際、特に少数者の人権が侵害されないよう注意を払うことを忘れてはいけません。  
そして、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるように、自発性を尊重した柔軟な支援の充実が必要です。

### 基本的な考え方

#### 人権施策の基本理念

##### 1 人権施策の基本理念

鳥取県は、「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができ、差別と偏見のない社会」を実現をめざし、以下の人権尊重の基本理念を掲げ、それをもとに様々な施策を総合的に展開していきます。

「人権が尊重される社会を築くためには～環境を整えることが重要です。」削除  
【理由】

下記(1)～(3)各基本理念に記載

(1) 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

人間は一人ひとりそれぞれ異なった可能性を持っています。自分の人生を自ら決定して生きるという自己決定権に基づいて、各自が誇りを持って生きることができ、自己実現が保障される社会の構築をめざします。

「第二に、各人は～事件を相互に人権を相互に尊重し合うことが必要です。」  
⇒下記(2)に記載

【理由】

「人権意識の高揚」にあたる

(2) 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚

差別は大別して、人の心理面における差別(いわゆる差別意識)と、その差別意識に基づく差別発言や差別的取扱いなどの差別行為、そして差別の結果として生じている差別実態に分けることができます。このような差別が、各種制度や社会慣習などに起因していると認められる場合も多く、その解消を図っていくことも必要です。

これまでの取組によって、差別の解消は進展もうかがえますが、今なお差別及びその結果である格差は存在しています。

例えば、同和地区の人の就労面、教育面、ジェンダーに基づく女性の社会的地位や処遇、外国人に関する制度やサービス提供、また、障がいのある人の自己実現や社会参加などの不合理な差別実態や格差があります。

差別意識や、差別実態・格差は、過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、県民の理解を高め、それらを解消するための施策を積極的に進めていきます。

また、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)、個人情報悪用、流出なども多く発生しており、社会的な支援が必要であるとともに一人ひとりの人権を尊重する意識の高揚が重要です。

(3) すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の基礎的な条件の整備の推進(ユニバーサルデザイン)の推進

ユニバーサルデザインとは、「障がい、年齢、性別、言語など人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること」です。

もともと物づくりの視点から生まれた考え方ですが、近年では、物づくりにとどまることなく、社会の仕組みや制度づくりをも含めて、地域社会全体にまで発展させていこうとする動きが広がっています。すなわち、スプーンやコップなどの

(2) 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚  
鳥取県人権意識調査にみると、人権侵害、差別意識等は解消されていないことが伺えます。

人の心理面における差別(いわゆる差別意識)、その差別意識に基づく差別発言や差別的取扱いなどの差別行為、そして差別の結果として生じている差別実態等は、過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、県民の理解を高め、それらを解消するための施策を積極的に進めていきます。

また、各人が自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことができるよう、施策を推進します。

- ・ユニバーサルデザインと記入すると、多く方は「もの・製品」等を連想し、それらの推進と理解される可能性がある。
- ・ユニバーサルデザインの考え方を、社会づくり等に発展させ、一人ひとりが尊重され、暮らしやすい社会、にすることを推進する、とした。
- ・ユニバーサルデザインの考え方は、第3章個別の人権分野に記入。

(3) すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の推進(ユニバーサル社会)の推進

年齢、性別、言語などの違いや障がいのあるなにかかわりなく、誰もが地域社会の一員として支え合なうなかで安心して暮らし、一人ひとりが尊重される社会の実現をめざします。

物づくりから始まり、建物、道路、誰でも参加出来るイベントやその情報、さらには交通システムや情報システムといった地域社会づくりにまで拡大していきま

す。  
ユニバーサルデザインは、製品や建物などのデザイン化という結果としての側面に視点が置かれがちですが、すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方があり、社会参加の機会や個人の尊厳を保障するための基礎的な条件整備に必要な考え方です。すなわち、ユニバーサルデザインを推進することは、一人ひとりが尊重され、すべての人が自己表現を可能とする社会の実現をめざすことにほかなりませんし、このことは、バリアフリー（注7）やノーマライゼーション（注8）の理念にもかなうものです。

本県では、このユニバーサルデザインの視点に立った施策を積極的に推進していくこととします。

注7) バリアフリー：社会生活をしていく上で、また社会参加をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること

注8) ノーマライゼーション：障がいのあるや年齢にかかわらず、誰もが地域社会を構成する一員として、まわりの人々と同じような、当たり前の生活が営めるように条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ通常であるという考え方

### 3 人権尊重の視点に立った行政

県が行う業務は、県内に暮らすすべての人々の人権にかかわるものです。  
よって、職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを絶えず意識し、全職員が人権に関する十分な知識と理解、そして問題意識を持って、それぞれの施策への取組を進めることが大切です。

#### (1) 定期的な実態調査等

人権尊重の視点に立った行政が実施されているか、鳥取県人権意識調査などの定期的な実態調査や年度ごとの取りまとめを行い、その結果を少数意見にも十分に配慮し、住民本位の施策に反映していきます。

#### (2) 公務員と地域との関わり

公務員の業務は多岐の分野にわたる、住民と深い関わりをもっていることから、それぞれの行政分野及び地域において積極的に人権問題の解決に当たった意欲と実践力を培うとともに、積極的に役割を果たしていかなければなりません。

具体的には、職場での人権問題研修はもちろんのこと、地域や市町村・学校PTAなどで行われる各種研修会や事業へも積極的に参加して、地域により深く関わり、それを通じて、実体験に基づく県民の視点に立った施策の立案等、人権尊重の視点に立った行政の推進につなげていきます。

### 3 人権尊重の視点に立った行政

⇒第2章 II 人権啓発

(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発  
エ 行政職員 に左記趣旨を記載

#### (1) 定期的な実態調査等

⇒第4章 人権施策の推進体制

1 県の推進体制 に記載

#### (2) 公務員と地域との関わり

⇒第2章 II 人権啓発

(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発  
エ 行政職員 に左記趣旨を記載



### (3) 人権に配慮した業務の実施

行政刊行物や公文書で差別を助長するよるような表記をしない、各種申請の際に不必要な記載及び添付書類を求めない等の取組をはじめ、人権を尊重した接遇、情報公開の適正運営など、職員一人ひとりが常に人権に配慮して業務を行うよう、体系的な職員の人権問題研修、業務の見直しなどに取り組んでいきます。

## 4 国、市町村等との連携

### (1) 現状と課題

人権尊重の社会の実現のためには、社会全体の取組が必要であり、県民、住民団体、企業、市町村、県、国等がそれぞれの特性を生かし、個々の役割に応じて幅広い取組を積極的に展開していくことが必要です。

社会が成熟し、住民ニーズが多様化している現在、国は広く国民全体に対して保障すべき必要最低限の生活水準（ナショナルミニマム）の維持、達成等に専念し、住民に身近な行政はできるだけ地方自治体が自らの責任と判断によって行うという地方分権の理念も踏まえながら、国、市町村、公的団体（以下「国、市町村等」という。）との連携を進めることが重要です。

### (2) 具体的施策の方向

- ① 国が社会保障や人権救済等ナショナルミニマムを地方の実情を反映して充実するよう、働き掛けを行います。
- ② 市町村が、住民に最も身近な行政機関としての機能と責務を踏まえて、地域の実情に即した教育・啓発や住民一人ひとりの支援など様々な取組を積極的に進めることができるよう、情報の提供や専門的人材の養成、広域的な施策等によって支援します。
- ③ 国、市町村等と情報の共有並びに人材、事業及び施設の相互活用等緊密な連携を図り、あわせてNPO等との協働に取組、効果的、効率的な施策実施に努めます。

## 5 NPO、企業等との協働

### (1) 現状と課題

社会経済のグローバル化、価値観の多様化によって、様々な場面で多様な人権課題が生じ、多岐に亘る支援、対応が求められています。他方、市民社会の成熟に

### (2) 公務員と地域との関わり

#### ⇒第2章 II 人権啓発

- (3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発
- エ 行政職員 に左記趣旨を記載

## 4 国、市町村等との連携

### ⇒第4章 人権施策の推進体制

#### 3 国、市町村、企業、NPO等との連携 に転記

### (第4章) 3 国、市町村、企業、NPO等との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進するためには、相互の連携のもと、協力を体制を継続・強化していくことが必要です。

さらに、行政だけではなく、企業やNPO、住民団体等あらゆる地域活動の構成員による自発的・主体的な活動が必要であり、県はこれらの活動との連携・協力を積極的に図っていくことが必要です。

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

よって県民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことがいかせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、県民の自発的な取組を支援していきます。

伴い、NPO、住民団体の活動が活発化し、企業も社会的責任に基づき取組に積極的になっており、それらの民間活動の先駆性、柔軟性、機動性が県民の主体的、自発的な活動の促進に繋がることの重要性が広く認められています。

すべての人が地域の中で共に暮らし、共に生きたる社会を実現するためには、県民をはじめ住民団体、NPO、企業等（以下「NPO等」という。）のあらゆる地域社会の構成員による地域の実情に即した取組が必要であり、県民のボランティア活動参加率が全国一である素地を生かして、協働の取組を一層推進することが重要です。その際、自主性の尊重、パートナーシップや相互理解の原則に留意することも必要です。

## (2) 具体的施策の方向

### ① 協働の推進

人権が尊重される社会の実現に向かって、相談、支援、救済、保護、教育、啓発、研究等の取組についてNPO等との協働を推進します。

### ② ネットワーク形成の支援

啓発、見守り、相談、援助などの取組において地域で活動する団体、人材が活躍できる場を作るなど、個々の活動がつながり合ってより大きな効果を生み出すネットワークづくりを進めます。

③ 情報の共有や相互理解、人材や施設の相互活用などを進め、NPO等が活動しやすい環境づくりを図り、参画への働き掛けを行います。

④ NPO等の政策提案や協働企画を積極的に受けとめて、より一層現場の実情に即した施策や取組を進め、あわせて県民の主体的、自発的な活動の促進を図ります。

## 第4節 人権施策の推進体制

### 1 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会

鳥取県人権施策基本方針（本書）、その他人権施策に県内に暮らすすべての者（注6）の意見を反映させるため、鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき、県内の様々な権分野の有識者及び関係者で構成される鳥取県人権尊重の社会づくり協議会を設置しています。

鳥取県人権施策基本方針の改訂や人権施策を行うに当たっては、あらかじめこの協議会の意見を求めることとしています。

注6) 県内に暮らすすべての者：鳥取県人権尊重の社会づくり条例の趣旨を踏まえ、日本国籍や住民登録の有無を問わず、また、自然人及び法人を含めたすべての者をいう。本書においては、単に「県民」と表記している場合もこの条例上

## 第4章 人権施策の推進体制

### 1 県の推進体制

人権施策の推進にあたっては、県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき設置した鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の等の意見を踏まえることとしています。

の「県内に暮らすすべての者」と同じ意味で使用されている。

2 県の組織内における連携  
副知事を会長とし、各部長で構成する「人権尊重の社会づくり委員会」及び、人権局長を幹事長とし関係課長で構成する「人権尊重の社会づくり幹事会」を設置し、関係部局の横断的な連携のもとに、県行政の各施策を人権の視点から総合的に推進していきます。

庁内においては、副知事を会長とし、各部長で構成する「人権尊重の社会づくり委員会」及び、人権局長を幹事長とし関係課長で構成する「人権尊重の社会づくり幹事会」を設置し、関係部局の横断的な連携のもとに、県行政の各施策を人権の視点から総合的に推進していきます。

また、人権尊重の視点に立った行政が実施されているか、鳥取県人権意識調査などの定期的な実態調査や年度ごとの取りまとめを行い、その結果を少数意見にも十分に配慮し、住民本位の施策に反映していきます。

## 2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

「鳥取県人権文化センター」では、地域における人権啓発等の取組を支援する中核機関として、様々な啓発手法やアプローチを研究し、その成果を提供しています。人権啓発活動の拠点である「鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）」では、全ての県民の方が生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、また人権向上のための取組を支援しています。

これらの施設が市町村、関係機関、企業、NPO 等との連携を図りながら、県民の人権意識の高揚を図る拠点として、人権に係る啓発教材の開発、作成や啓発事業、講師派遣事業等の取組が充実できるよう、県としても支援を行い、積極的に連携・協働していきます。

## 3 国、市町村、企業、NPO 等との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進するためには、相互の連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要です。

さらに、行政だけではなく、企業やNPO、住民団体等あらゆる地域活動の構成員による自発的・主体的な活動が必要であり、県はこれらの活動との連携・協力を積極的に図っていくことが必要です。

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

よって県民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことがいかせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、県民の自発的な取組を支援していきます。

## 基本方針改訂の経緯

本県では、平成8（1996）年7月に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」においてお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9（1997）年4月に策定したこの鳥取県人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）で施策の基本的な方向を示すとともに、具体的な事業を展開し、「人権先進県づくり」に取り組んできました。

そして、社会情勢の変化等を踏まえ、これまでに2度の基本方針改訂を行いました。

平成16（2004）年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14（2002）年3月）と整合させるとともに、「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」（平成11（1999）年2月）の内容を踏まえた第1次改訂を行い、人権教育・啓発の推進も含め、相談・支援体制の整備や調査・研究の強化など人権尊重の視点に立った様々な取組を進めてきました。

また、平成22（2010）年には、新たに認識の高まった人権課題についての取組方針を明らかにするなどした第2次改訂を行い、市町村・NPO・企業等との連携を図りながら取組を進めてきたところです。

その結果、地域、学校、職場などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われ、相談窓口や分野別施策も充実してきています。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの取組により、障がいのある方などの社会参画も進んできていますが、一方で、虐待、いじめ、外国人の人権に関する問題など、人権をめぐる社会情勢の変化により、より一層の対応が求められている人権問題も明らかになっています。

平成26年に実施した鳥取県人権意識調査（以下、「人権意識調査」という。）の「一人ひとりの人権が守られていると思いますか」の設問に対し、51%の人が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答していますが、一方で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と25%の人が回答しています。

これまでの成果と課題を踏まえ、人権尊重の社会づくりの取組を一層進めるため、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会やパブリックコメント等、多くの県民の皆さんの御意見を反映して第3次改訂を行いました。

# 人権をめぐる社会の動き

## 1 国際的な動向

- ・昭和23（1948）年、第3回国際連合総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。  
その第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言しています。
- ・この世界人権宣言の精神を実効あるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」等、多くの条約や規約が採択されました。
- ・人権教育・啓発については、平成6年（1994）年の第49回国際連合総会で、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。さらに、平成17（2005）年からは「人権教育のための世界計画」の第1フェーズ行動計画がスタートし、平成26（2014）年までだい2フェーズ行動計画が実施されました。

## 2 国内の動向

- ・昭和21（1946）年に日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を具現化するため、世界的な動向も踏まえながら、人権に関する各種法制度の整備など、多くの取組が進められてきました。
- ・また、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」「障がい者の権利に関する条例」等を批准し、国際的人権擁護の潮流に沿う方向で人権施策の充実及び普及が図られてきました。
- ・「男女共同参画社会基本法」「障害者基本法」「児童虐待の防止等に関する法律」「高齢社会対策基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等の法整備が行われ、様々な人権に関する施策が進められてきました。
- ・同和問題については、昭和40（1965）年、同和対策審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とする答申を行いました。その答申に基づき、昭和44（1969）年には「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後名称を変えながら平成14（2002）年まで33年間にわたり、同和問題を解決するための施策が進められてきました。
- ・「人権教育のための国連10年」の決議が採択されたことを受け、平成9（1997）年、「『人権教育のための国連10年』国内行動計画」が策定されました。
- ・この計画では、「人権という普遍的文化」の構築を目指し、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題への対応が示されました。
- ・1996（平成8）年5月に国の地域改善対策協議会が、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題した意見具申を行いました。この中では、21世紀を「人権の世紀」と位置付け、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に（教育及び啓

発を)再構築すべきと考えられる。」と提言されています。

- ・人権擁護の施策の推進については、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とした人権擁護施策推進法が平成9(1997)年3月から5年間の時限立法として施行されました。
- ・この法律に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策」について審議され、前者は平成11(1999)年7月、後者は平成13(2001)年にそれぞれ答申がありました。
- ・平成12(2000)年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行され、平成14(2002)年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。
- ・その後、ホームレスの自立支援等に関する特別措置法、犯罪被害者等基本法、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律、ハンセン病問題の解決に関する法律など、人権に関わる法律が策定されました。
- ・2013(平成23)年4月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題として「北朝鮮当局による拉致問題等」の取組が追加されました。

### 3 県内の動向

- ・県内においては、昭和44(1969)年の同和対策事業特別措置法の制定を契機として、県、市町村、関係団体などが連携しつつ同和問題解決のための様々な取組を積極的に進めてきました。
- ・そのような状況の中で、県内の市町村のすべてにおいて、平成5(1993)年から平成7(1995)年の間に部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃等に関する条例が制定されました。
- ・また、各都道府県にもこのような差別撤廃等の条例制定の動きが起きる中、本県は、「鳥取県尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定しました。
- ・平成9(1997)年11月に「鳥取県人権文化センター」を、県の人権に関する啓発・相談・研究などの業務を補完する中核機関として設立しました。
- ・平成14(2002)年4月には、県民が生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に関する理解を深めていくことを支援する人権学習、人権啓発の拠点施設として、「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」を鳥取市扇町に設置しました。
- ・人権教育・啓発については、平成11(1999)年2月に「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」を策定し、県が実施する学校、家庭、地域、職場などの各場面における生涯を通じた人権教育・啓発のあり方について、具体的、長期的な方向を示しました。
- ・その後、平成16(2004)年に「人権教育のための国連10年」が終期を迎え、「鳥取県人権施策基本方針第一次改訂」に基づいて「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、同和教育を人権教育の重要な柱として位置付けながら、包括的に各種の施策とあわせて人権教育・啓発を推進しています。
- ・人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が平成17(2005)年10月に議員立法で成立しましたが、様々な多くの意見が寄せられ、同年12月と平成18(2006)年1月に開催した有識者による「人権条例に関する懇話会」においても、「県内の人権侵害の事実の確認が必要」「人権侵害の定義があいまい」など多くの問題点が指摘されました。
- ・このように、人権侵害の事実等の調査や適切な人権救済の方法の検討を行って条例を抜本的に見直すことが必要であることから、平成18(2006)年2月定例県議会で条例の施行

停止と見直し事業を提案し、成立しました。

- その後、平成18（2006）年5月に県内有識者による人権救済条例見直し検討委員会を設け、この検討委員会で県内の人権侵害の事実の調査とその救済に適切な方法が検討され、平成19（2007）年11月に人権救済条例の見直しに関する意見がまとめられました。
- この意見を受けて慎重に検討を行い、平成21（2009）年2月県議会に、人権救済条例の代替策として、相談による支援を充実して問題の解決を図る「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」（「第2章—第2節相談体制の充実」を参照）を鳥取県人権尊重の社会づくり条例で根拠づける条例改正と人権救済条例の廃止を提案し、可決されました。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 人権施策の基本理念

鳥取県は、「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」を実現をめざし、以下の人権尊重の基本理念を掲げ、それをもとに様々な施策を総合的に展開していきます。

#### (1) 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

人間は一人ひとりそれぞれ異なった可能性を持っています。自分の人生を自ら決定して生きるという自己決定権に基づいて、各自が誇りを持って生きることができ、自己実現が保障される社会の構築をめざします。

#### (2) 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚

鳥取県人権意識調査にみると、人権侵害、差別意識等は解消されていないことが伺えます。人の心理面における差別(いわゆる差別意識)、その差別意識に基づく差別発言や差別的取扱いなどの差別行為、そして差別の結果として生じている差別実態等は、過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、県民の理解を高め、それらを解消するための施策を積極的に進めていきます。

また、各人が自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことができるよう、施策を推進します。

#### (3) すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の推進(ユニバーサル社会の推進)

年齢、性別、言語などの違いや障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが尊重される社会の実現をめざします。

### 2 基本方針の位置付け

この基本方針は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例第5条に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針(人権施策基本方針)であり、県や市町村、関係団体、NPOなどが連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を進めていくための県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

また、今後の本県の目指すべき姿と実現への取組方針をまとめた「鳥取県の将来ビジョン」をはじめ、本県の策定した各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意しつつ推進していくとともに、新たな計画の策定又は各種計画の改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権施策を総合的に推進していくこととします。

市町村や国の取組はもとより、県民、住民団体、企業の人権尊重の社会づくりに向けた自発的、積極的な取組も期待するものです。



## 第4章 人権施策の推進体制

### 1 県の推進体制

人権施策の推進にあたっては、県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき設置した鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の等の意見を踏まえることとしています。

庁内においては、副知事を会長とし、各部長で構成する「人権尊重の社会づくり委員会」及び、人権局長を幹事長とし関係課長で構成する「人権尊重の社会づくり幹事会」を設置し、関係部局の横断的な連携のもとに、県行政の各施策を人権の視点から総合的に推進していきます。

また、人権尊重の視点に立った行政が実施されているか、鳥取県人権意識調査などの定期的な実態調査や年度ごとの取りまとめを行い、その結果を少数意見にも十分に配慮し、住民本位の施策に反映していきます。

### 2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

(公財)「鳥取県人権文化センター」(平成9(1997)年11月設立)では、地域における人権啓発等の取組を支援する中核機関として、様々な啓発手法やアプローチを研究し、その成果を提供しています。

人権啓発活動の拠点である「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」(平成14(2002)年4月設置)では、全ての県民の方が、生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、また人権向上のための取組を支援しています。

これらの施設が市町村、関係機関、企業、NPO等との連携を図りながら、県民の人権意識の高揚を図る拠点として、人権に係る啓発教材の開発、作成や啓発事業、指導者や指導者講師の養成、講師派遣事業等の取組が充実できるよう、県としても支援を行い、積極的に連携・協働していきます。

### 3 国、市町村、企業、NPO等との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進するためには、相互の連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要です。

さらに、行政だけではなく、企業やNPO、住民団体等あらゆる地域活動の構成員による自発的・主体的な活動が必要であり、県はこれらの活動との連携・協力を積極的に図っていくことが必要です。

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

よって県民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことがいかせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、県民の自発的な取組を支援していきます。

# 国内外の動き「人権問題全般」

年	国連	国	県
1947(昭22)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行 「教育基本法」施行	
1948(昭23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
1949(昭24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条例」採択		
1950(昭25)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行	
1951(昭26)	「難民の地位に関する条約」採択		
1953(昭28)	「婦人の参政権に関する条約」採択		
1954(昭29)	「無国籍者の地位に関する条約」採択		
1959(昭34)	「児童の権利に関する宣言」採択		
1960(昭34)		「精神薄弱者福祉法」施行	
1963(昭37)		「老人福祉法」施行	
1964(昭38)		「母子福祉法」施行	
1965(昭40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」(人種差別撤廃条約)採択		
1966(昭41)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権企画/B規約)」採択		
1967(昭42)	「難民の地位に関する議定書」採択		
1968(昭43)	「国際人権年」		
1973(昭48)	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択		
1975(昭50)	「障害者の権利に関する宣言」採択		
1979(昭54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	「国際人権規約」批准	
1980(昭55)	ハーグ国際私法会議「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」作成		
1981(昭56)		「難民の地位に関する条約」加入 法律の名称を「母子福祉法」から「母子及び寡婦福祉法」へ改正	
1984(昭59)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	
1985(昭60)	「スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約」採択		
1989(平元)	「児童の権利に関する条約(児童の権利条約)」採択		
1990(平2)	「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択		
1993(平5)	「世界の先住民の国際年」 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 国連人権高等弁務官の設置を決定(設置は1994(平成6)年)		「人権尊重の県」宣言
1994(平6)	「世界の先住民の国際年の10年」(1994～2003)	「児童の権利に関する条約」批准	
1995(平7)	「人権教育のための国連10年」(1995～2004)	「人権教育のための国連10年推進本部」の設置 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」加入	「鳥取県同和教育基本方針」一部改正
1996(平8)			「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」制定
1997(平9)		「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	「鳥取県人権施策基本方針」策定 「鳥取県人権文化センター」設立

年	国連	国	県
1998 (平 10)	「国際刑事裁判所に関するローマ規定」採択	法律の名称を「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正	
1999 (平 11)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」世界環境フォーラムにおいて「グローバル・コンパクト」提唱	人権擁護推進審議会(人権教育・啓発の在り方)答申 「拷問等禁止条約」加入	「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画—これからの人権教育・啓発—」策定
2000 (平 12)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	
2001 (平 13)		人権擁護推進審議会(人権救済制度の在り方)答申 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申	
2002 (平 14)	「拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択協議書」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」設置
2003 (平 15)	「国際識字の10年」(2003～2012)	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行	
2004 (平 16)	「人権教育のための世界計画」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]」公表	「鳥取県人権施策基本方針」第1次改訂 「鳥取県人権教育基本方針」策定
2005 (平 17)	「北朝鮮人権状況決議」採択 「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画スタート(2005年～2009年)」	「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]」公表	
2006 (平 18)	「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)」採択 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択 「国連人権理事会」設置	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択		
2008 (平 20)		「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」公表	「鳥取県将来ビジョン」制定
2009 (平 21)		「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」批准	
2010 (平 22)	「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画スタート(2010年～2014年)」 「ハンセン病差別撤廃決議」採択		「鳥取県人権施策教育基本方針」第2次改訂
2011 (平 23)	「児童に関する権利条約(子どもの権利条約)の通報手続きに関する選択議定書」採択 「人権教育および研修に関する宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更	
2012 (平 24)			「鳥取県人権教育基本方針」第1次改訂
2014 (平 26)		「障害者権利条約」批准 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」発効 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」改正	

批准:署名をした条約の内容について国家が最終確認を行い、条約に拘束されることについて同意を与えること

加入:条約に署名していない場合に、条約の規定に拘束される意思があることを正式に宣言する行為。署名のために解放される期間が終了した後に条約を締結する場合には、条約に署名することができないので、必然的に批准等ではなく加入等の手続をとることとなる

## 国内外の動き「同和問題」

年	国連等	国	県
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」(人種差別撤廃条約)採択	「同和対策審議会答申」	
1967 (昭 42)			
1969 (昭 44)		「同和対策事業特別措置法(同対法)」施行	
1970 (昭 45)			
1973 (昭 48)			
1975 (昭 50)			「鳥取県同和教育基本方針」策定
1979 (昭 54)		同対法改正(3年延長)	
1982 (昭 57)		「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行	
1984 (昭 59)		地域改善対策協議会意見具申(今後における啓発活動のあり方について)	
1986 (昭 61)		地域改善対策協議会意見具申(今後における地域改善対策について)	
1987 (昭 62)		「今後の地域改善対策に関する大綱」 「地域改善対策啓発指導指針」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行 えせ同和行為対策大綱	
1991 (平 3)		地域改善対策協議会意見具申(今後の地域改善対策について)	
1992 (平 4)		「今後の地域改善対策に関する大綱」	
1994 (平 6)		地対財特法改正(5年延長)	
1994 (平 6)			「同和対策総合計画」を策定
1995 (平 7)	「人権教育のための国連10年」(1995～2004)	「人権教育のための国連10年推進本部」の設置	「同和問題啓発方針」を策定 「鳥取県同和教育基本方針」一部改正
1996 (平 8)		地域改善対策協議会意見具申(同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について) 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」(閣議決定)	「これからの同和対策の基本方針」策定
1997 (平 9)		地対財特法5年延長(一部の経過措置対象事業について5年延長) 「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	「同和対策総合計画」を改訂 「同和対策実施計画」を策定
1999 (平 11)			「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画-これからの人権教育・啓発-」を策定
2000 (平 12)		「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	
2001 (平 13)	人種差別撤廃委員会の「人権の促進及び保護に関する小委員会」において「職業及び世系に基づく差別に関する決議」が採択		
2002 (平 14)		地対財特法失効	「今後の同和問題のあり方」策定
2011 (平 23)			「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針(アクションプログラム)」及び「宅地建物取引上の人権問題に関する県のアクションプラン」の策定

## 国内外の動き「男女共同参画に関する人権問題」

	国連等	国	県
1949 (昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1952 (昭 27)	「婦人の参政権に関する条約」採択		
1957 (昭 32)		「売春防止法」施行	
1967 (昭 42)	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1972 (昭 47)		「勤労福祉婦人法」施行	
1975 (昭 50)	「国際婦人年」	「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択	
1976 (昭 51)	「国連婦人年の10年」を宣言		
1977 (昭 52)		婦人問題の課題及び策定の方向、目標を明らかにするため「国内行動計画」策定 (S52～S62)	
1979 (昭 54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択		
1980 (昭 55)	「国連婦人の10年」中間年世界会議 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
1981 (昭 56)		婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画後期重点目標」策定 (S56～S61)	
1985 (昭 60)		「女子差別撤廃条約」批准	「鳥取県婦人基本計画」策定
1986 (昭 61)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行	
1987 (昭 62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 (S63～65年まで対象)	
1992 (平 3)		「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行  「新国内行動計画(第一次改訂)」策定 (H3～H7)	「とっとり女性プラン」策定
1993 (平 5)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択  「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994 (平 6)	「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択		
1995 (平 7)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言」及び「行動綱領」採択		
1995 (平 8)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「とっとり男女共同参画プラン」策定
1999 (平 11)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行  「男女雇用機会均等法」改正(※1)	
2000 (平 12)	「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」採択	「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行  「男女共同参画基本計画」策定	

2001 (平 13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 「育児・介護休業法」改正	「鳥取県男女共同参画推進条例」施行 「鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)」開設 「鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:平成13年度から18年度)
2002 (平 14)			「鳥取県配偶者暴力相談支援センター」開設
2003 (平 15)		「次世代育成支援対策推進法」施行	
2004 (平 16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(DV被害者支援計画)」策定
2005 (平 17)		「育児・介護休業法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
2006 (平 18)		「女性の再チャレンジ支援プラン」改正	
2007 (平 19)		「DV防止法」改正※(1) 「男女雇用機会均等法」改正※2 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動計画」	「第2次鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:平成19年度から23年度)
2009 (平 21)		「育児・介護休業法」改正	
2010 (平 22)		「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	「DV被害者支援計画」第2次改訂
2011 (平 23)		「第2次犯罪被害者等基本計画」策定	
2012 (平 24)			「第3次鳥取県男女共同参画計画」策定(計画期間:平成24年度から28年度)
2013 (平 25)		「ストーカー規制法」改正(※1)	
2014 (平 26)		「DV防止法」改正(※2)	

#### 男女雇用機会均等法改正

※1 (1)それまで努力義務だった募集・採用、配置・昇進も含めて差別を禁止 (2)女性だけの募集・女性優遇も原則禁止 (3)違反に対し企業名公表という制裁措置の創設 (4)調停の申請には「相手の同意」が不要になったこと (5)ポジティブ・アクションの創設 (6)セクシュアル・ハラスメントの創設

※2 (1)性別による差別禁止の範囲の拡大 (2)妊娠・出産などを理由とする解雇の無効、その他の不利益取り扱いの禁止 (3)セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化 (4)セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化

#### DV防止法改正

##### ※1保護命令制度の拡充

(1)生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

(2)電話等を禁止する保護命令(①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。))⑤夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。))⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等⑦名誉を害する事項を告げること等⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

(3)被害者の親族等への接近禁止命令

※2 法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とし、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力およびその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大

#### ストーカー規制法改正

※1

- 1.拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に加える。
- 2.申出をした者の住所・居所地だけでなく、加害者の住所・居所地、ストーカー行為が行われた地を管轄する公安委員会・警察本部長等も、禁止命令、警告又は仮の命令等を行うことができる。
- 3.警告や禁止命令等をしたとき、警察及び公安委員会等は速やかに申出をした者に通知しなければならない。また、申出を受けたにもかかわらず警告や禁止命令等を出さない場合は、警察及び公安委員会等はその理由を申出をした者に書面で通知しなければならない。
- 4.国・地方公共団体は「婦人相談所その他適切な施設」による支援に努めなければならないこと、また、ストーカー行為等防止啓発・防止に関する活動を行う自主的な民間組織を支援するための財政上その他の必要な措置を講じなければならないこととする

## 国内外の動き「障がいのある人の人権問題」

年	国連等	国	県
1950 (昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行	
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1960 (昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行 「身体障害者雇用促進法」施行	
1971 (昭 46)	「精神薄弱者の権利宣言」採択	「心身障害者対策基本法」施行	
1975 (昭 50)	「障害者の権利宣言」採択		
1981 (昭 56)	「国際障害者年」		
1983 (昭 58)	「国連障害者の十年」(1983～1992)の宣言 「障害者に関する世界行動計画」の策定	「障害者対策に関する長期計画」(1983～1992)策定	
1987 (昭 62)		法律の名称を「身体障害者雇用促進法」から「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」へ改正(※1) 法律の名称を「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正(※2)	
1993 (平 5)	「障害者の機会均等に関する標準規則」の採択 「アジア太平洋障害者の十年」(1993～2002)	「障害者対策に関する新長期計画」(1993～2002)策定 法律の名称を「心身障害者対策基本法」から「障害者基本法」へ改正(※3)	「鳥取県障害者計画」策定
1994 (平 6)		「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律(ハートビル法)」施行	県職員採用試験において身体障がい者採用枠を設定
1995 (平 7)		「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」策定 「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)」へ改正(※4)	
1996 (平 8)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1997 (平 9)			「鳥取県障害者計画7か年重点計画」策定
1998 (平 10)		法律の名称を「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正(※5)	
1999 (平 11)		「精神保健福祉法」改正(※6)	
2000 (平 12)		「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 「社会福祉法」施行	
2002 (平 14)		「身体障害者補助犬法」施行(※7)	
2003 (平 15)	「アジア太平洋障害者の十年」(2003～2012)	「障害者基本計画(第2次計画)」(2003～2012)策定 支援費制度(措置から契約へ)の施行	
2004 (平 16)		「障害者基本法」改正(※8)	「鳥取県障害者計画(新計画)」策定
2005 (平 17)		「発達障害者支援法」施行(※9)	



## 国内外の動き「障がいのある人の人権問題」

年	国連等	国	県
2006 (平 18)	「障害者権利条約」採択	「障害者自立支援法」施行(※10) 「精神保健福祉法」改正(※11) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」施行(※12) 「教育基本法」改正(※13)	「鳥取県障害者福祉計画」策定(3年毎見直)
2007 (平 19)		「重点施策実施5か年計画」 「学校教育法」改正(※14)	
2008 (平 20)		「身体障害者補助犬法」改正(※15)	「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正(バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)
2009 (平 21)		「障害者雇用促進法」改正(※16)	「あいサポート運動」スタート 「ハートフル駐車場」利用証制度スタート
2010 (平 22)		「障害者自立支援法」改正(※17)	
2011 (平 23)			
2012 (平 24)		「障害者基本法」改正(※18) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行(※19)	「第3期鳥取県障害者福祉計画」
2013 (平 25)		「第3次障害者基本計画」策定 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行(※21) 法律の名称を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へ改正(※20) 「学校教育法施行令」改正(※24)	「鳥取県手話言語条例」施行
2014 (平 26)		「障害者の権利に関する条約」批准	県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」公表
2015 (平 27)			「鳥取県障がい者プラン」策定 「鳥取県手話施策推進計画」策定
2016 (平 28)		「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行(※22) 「障害者雇用促進法」改正(※23)	

- ※1… 法の対象をすべての障害者へ拡大するとともに、職業リハビリテーションを法的に位置づけ、知的障害者を実雇用率の算定対象とした
- ※2… 法の目的及び責任に社会復帰促進を明記、任意入院及び応急入院の創設、入院患者の人権擁護の整備、社会復帰制度の創設等
- ※3… 障害者の完全参加と平等を目指すこと、精神障害者が障害者に含まれること等を規定
- ※4… 法の目的に自立と社会参加の促進を明記、社会適応訓練事業の法制化、精神障害者保健福祉手帳の創設等
- ※5… 用語を「知的障害」に改めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、必要な保護を行う
- ※6… 精神医療審査会の機能強化、精神科病院に対する指導監督の強化、精神保健福祉センターの機能充実等
- ※7… 補助犬の定義、国等・公共交通事業者・民間施設の義務、事業主・住宅管理者の努力義務、補助犬を同伴する者の義務等
- ※8… 基本理念として障害を理由とする差別等の禁止、都道府県及び市町村の障害者計画の策定義務化等

## 国内外の動き「障がいのある人の人権問題」

年	国連等	国	県
---	-----	---	---

- ※9… 発達障害の定義の明確化、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えた一体的な支援体制の推進
- ※10… サービス提供の主体を市町村に一元化、利用者負担の見直し等
- ※11… 障害者自立支援法の施行に伴う項目の削除、精神科病院に対する指導監督体制の見直し、救急医療体制の確立と退院の促進、「統合失調症」への呼称変更等
- ※12… 当事者参加による基本構想の策定、総合的なバリアフリー化の推進等
- ※13… 障がいのある幼児児童生徒について、その障がいの状態に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならない旨を明記
- ※14… 障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導・支援を行うため、盲ろう養護学校制度を特別支援学校の制度に転換
- ※15… 都道府県等への相談窓口の設置、一定規模以上の民間企業に対する補助犬使用勤務者の受け入れ義務等
- ※16… 中小企業における障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等
- ※17… 利用者負担の見直し、相談支援体制の強化等
- ※18… 障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、あらゆる分野において他者と共生することができる社会の実現を法の目的として新たに規定、障害者の定義の拡大、合理的配慮概念の導入等
- ※19… 障害者虐待の定義と類型を定めるとともに、国等の責務、早期発見の努力義務、障害者虐待防止等に係る具体的スキーム等について規定
- ※20… 障害者基本法の改正を受け、基本理念として、社会参加の確保、地域社会における共生、社会的障壁の除去を新たに規定
- ※21… 成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなる
- ※22… 障害を理由とする差別的取扱の禁止、合理的配慮の不提供の禁止、相談・紛争解決の体制整備等
- ※23… 雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供義務、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等
- ※24… 市町村教育委員会が障がいのある児童生徒の障がいの状態等を踏まえて総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることなどを規定

## 国内外の動き「子どもの人権問題」

年	国連等	国	県
1948 (昭 23)		「児童福祉法」施行	
1951 (昭 26)		「児童憲章」宣言	
1959 (昭 34)	「児童の権利に関する宣言 (児童権利宣言)」採択		
1979 (昭 54)	「国際児童年」		
1980 (昭 55)	ハーグ国際私法会議「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約)」作成		「鳥取県青少年健全育成条例」制定
1989 (平成)	「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」採択		
1994 (平 6)		「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)」批准 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について (エンゼルプラン)」策定	
1999 (平 11)	「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」採択	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行  「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について (新エンゼルプラン)」策定	
2000 (平 12)	「児童の売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待防止法)」施行 「少年法」改正	「21世紀鳥取県教育ビジョン」策定
2001 (平 13)	「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際10年」 (2001~2010)		
2002 (平 14)		「新子どもプラン」策定	
2003 (平 15)		「次世代育成支援対策推進法」の施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (出会い系サイト規制法)」施行	「とっとり21世紀青少年育成基本構想」策定
2004 (平 16)		「改正児童虐待防止法」施行 「改正児童買春・児童ポルノ禁止法」施行 「子ども・子育て応援プラン」策定	
2005 (平 17)			「とっとり子ども未来プラン (鳥取県次世代育成支援行動計画)」
2006 (平 18)		新「教育基本法」施行	
2007 (平 19)		「少年法」改正	
2008 (平 20)		「児童虐待防止法」改正 「児童福祉法」改正 「出会い系サイト規制法」改正	「鳥取県青少年健全育成条例」改
2009 (平 21)		「児童福祉法」改正	
2010 (平 22)		「子ども・若者育成支援推進法」施行 「子ども・子育てビジョン」策定	「子育て王国とっとりプラン」策
2011 (平 23)	「子どもの権利条約の通報手続に関する選択議定書」採択		「青少年健全育成条例」改正
2012 (平 24)		「児童福祉法」改正 「子ども・子育て支援法」施行 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」改正	「鳥取県児童福祉法施行条例」制定 「とっとり若者自立応援プラン」
2013 (平 25)		「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約)」批准  「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 (ハーグ条約実施法)」施行 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「いじめ防止対策推進法」施行	「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」制定  「鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針」策定

	「いじめ防止等のための基本的な方針」策定 「民法」改正（嫡出子と非嫡出子の法定相続分を同等にした）	
2014（平 26）	「次世代育成支援対策推進法」改正 「児童福祉法」改正 「児童買収、児童ポルノ禁止法」改正	「子育て王国とっとり条例」制定 「子育て王国推進指針」策定 「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」改正

## 国内外の動き「高齢者の人権問題」

年	国連等	国	県
1963 (昭 38)		「老人福祉法」施行	
1966 (昭 41)		「敬老の日」指定	
1972 (昭 47)		「老人福祉法」改正 …老人医療費支給制度の創設	
1982 (昭 57)	第1回高齢化問題世界会議の開催 「高齢者問題国際行動計画」採択		
1983 (昭 58)		「老人保健法」施行	
1986 (昭 61)		「老人保健法」改正 …老人保健施設を制度化 「長寿社会対策大綱」閣議決定	
1989 (平成)		「高齢者保健福祉十か年戦略 (ゴールドプラン)」策定 …在宅サービス、施設サービスの 整備目標数値を提示	
1990 (平 2)		「老人福祉法」改正 (※1)	
1991 (平 3)	「高齢者のための国連原則」採択 (18の原則=自立、参加、ケア、自己実現、尊厳等)	「老人保健法」改正 (※2)	
1994 (平 6)		「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン」策定 …在宅サービス整備目標を大幅に上方修正	
1995 (平 7)		「高齢社会対策基本法」施行(※3)	
1996 (平 8)		「高齢社会対策大綱」策定	「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1998 (平 10)		「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」改正…60歳定年制の義務化等	
1999 (平 11)	「国際高齢者年」	「今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」策定	
2000 (平 12)		「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 「介護保険法」施行	
2001 (平 13)		「新しい高齢社会対策大綱」策定 「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者居住法)」施行(※4)	
2005 (平 17)		「介護保険法」改正 (※5)	
2006 (平 18)		「高齢者雇用安定法」改正 (※6) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行(※7) 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー)」施行(※8)	

## 国内外の動き「高齢者の人権問題」

年	国連等	国	県
2008 (平 20)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正 (バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)
2009 (平 21)		「介護保険法」及び「老人福祉法」改正 (※9)	「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン (鳥取県老人福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画)」策定
2011 (平 23)		「高齢者居住安定法」改正 (※10) 「介護保険法」改正 (※11)	
2012 (平 24)		「認知症施策推進5か年計画 (オレンジプラン)」策定 (H25～H29)	「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン (第5期介護保険事業支援計画及び老人福祉計画)」策定
2014 (平 26)		「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行 (※12)	
2015 (平 27)		「認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)」策定 (～H37) 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」施行 (※13)	

※1… 在宅福祉サービスの積極的推進、在宅介護支援センターの制度化、入所決定事務の町村への移譲、老人保健福祉計画(市区町村、都道府県)の策定等

※2… 老人訪問看護制度(老人訪問看護ステーション)の創設

※3… 生涯を通じ健やかな充実した生活を過ごせるよう、国及び地方公共団体による雇用・所得保障、健康・福祉、学習・社会参加、住宅・生活環境の総合的な推進を明記

※4… 高齢者向け優良賃貸住宅への補助、高齢者世帯の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度等

※5… 予防重視型システムへの転換、「地域包括支援センター」の創設、介護老人保健施設に「在宅復帰支援機能」を追加、介護サービス情報の公表等

※6… 定年年齢の引き上げ、継続雇用制度の導入など年金の定額部分の支給開始年齢まで働くことのできる措置を企業に義務付け

※7… 高齢者虐待を経済的搾取など5つに分類して定義、関係機関への相談や通報など在宅介護と施設介護におけるそれぞれでの虐待防止対策を規定

※8… 当事者参加による基本構想の策定、総合的なバリアフリー化の推進等

※9… 介護サービス事業者の不正事案の再発を防止するため、業務管理体制整備の義務付け、立入検査権の創設、処分逃れ対策などを規定

※10… 高円賃・高専賃・高優賃を廃止し、サービス付き高齢者向け住宅に一本化、知事の登録制度や老人福祉法との調整措置を規定

※11… 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した「地域包括ケアシステム」の構築に向け、医療と介護が連携した複合型サービスの創設等を規定

※12… 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化、地域における効率的かつ効果的な医療供給体制の確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化など

※13… 国民年金法等の改正により削除された年金額加算に代わり、新たに低所得高齢者・障がい者等への福祉的な給付を講ずるもの

## 国内外の動き「外国人の人権問題」

年	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「出入国管理及び難民認定法(入管法)」施行	
1952 (昭 27)		「サンフランシスコ平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務処理について」策定 「外国人登録法」施行 「ボツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」施行	
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択		
1966 (昭 41)		「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との協定の実施に伴う出入国管理特別法(入管特別法)」施行	
1975 (昭 50)	「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約と勧告 (ILO)」		
1990 (平 2)	「すべての移民労働者及びその家族の権利の保護に関する条約」採択		
1991 (平 3)		「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」施行	
1995 (平 7)		「人種差別撤廃条約」批准	
2000 (平 12)		「外国人登録法」改正(※1)	「日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則」施行
2006 (平 18)		「地域における多文化共生プラン」策定	
2007 (平 19)	先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択	「入管法」改正(※2)	
2008 (平 20)		「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択	
2009 (平 21)		「国籍法」改正(※3)	
2010 (平 22)		「入管法」、「入管特例法」改正(※4)	
2012 (平 24)		「外国人登録法」廃止に伴う「新しい在留管理制度」及び「特別永住者制度」の導入(※5)	
2014 (平 26)			「ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書」県議会採択

※1 指紋押なつ制度の廃止

※2 外交特権を有する者、政府招待者、特別永住者、16歳未満の者以外の外国人は、入国審査にあたって、原則として指紋採取機により、両手の人差し指の指紋採取(バイオメトリクス)と顔写真の撮影が義務化

※3 出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第3条の国籍取得届）について、父母が結婚していることという要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得。

※4 外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度、特別永住制度の導入。

※5 外国人登録法が廃止され、外国人登録証明書が廃止されたことに伴い、在留する外国人には在留カードを、特別永住者には特別永住者証明書を交付。



## 国内外の動き「病気にかかわる人の人権問題」

	国連等	国	
1907 (明 40)			「癩予防ニ関する件」の成立
1931 (昭 6)			「癩予防法」制定
1953 (昭 28)			「癩予防法」を一部改正した「らい予防法」施行
1988 (昭 63)	WHO「世界エイズデー」提唱		
1989 (平元)			「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行
1995 (平 8)			「らい予防法」廃止
1997 (平 9)			「人権教育のための国連10年に関する国威内行動計画」策定 「医療法」の改正
1998 (平 10)			
1999 (平 11)			「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」公表 「エイズ予防法」廃止
2001 (平 13)			「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病補償法)」施行
2002 (平 14)			「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2003 (平 15)			「診療情報の提供等に関する指針」策定
2004 (平 16)			「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」制定
2005 (平 17)			「鳥取県難病・相談支援センター」設置
2006 (平 18)			「診療報酬」改定 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」改正 「エイズ予防指針」改正
2007 (平 19)			「医療法」改正
2008 (平 20)	国連人権理事会で「ハンセン病差別撤廃決議」採択		
2009 (平 21)			「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行
2010 (平 22)	第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択		
2012 (平 24)			「エイズ予防指針」改正
2013 (平 25)			「鳥取県保健医療計画」改訂
2014 (平 26)			「健康・医療戦略推進法」施行 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 「第3次鳥取県地域医療再生計画」変更 「医療介護総合確保促進法に基づく鳥取県計画」策定

## 国内外の動き「刑を終えて出所した人の人権問題」

年	国連等	国	県
1949 (昭 24)		「犯罪者予防更生法」施行	
1950 (昭 25)		「更生緊急保護法」施行 「保護司法」施行	
1954 (昭 29)		「執行猶予者保護観察法」施行	
1996 (平 8)		「更生保護事業法」施行	
1999 (平 11)		「保護司法」改正	
2006 (平 18)		「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書	
2007 (平 19)			
2008 (平 20)		「更生保護法」施行 「経済財政改革の基本方針2008」(経済財政諮問会議) (※1) 「犯罪に強い社会実現のための行動計画2008」(犯罪対策閣僚会議) (※2)	
2010 (平 22)			「鳥取県地域生活定着支援センター」の開設
2011 (平 23)		全都道府県に「地域生活定着支援センター」を開設	
2012 (平 24)		「再犯防止に向けた総合対策」(犯罪対策閣僚会議)	
2013 (平 25)		「更生保護法」改正 「世界一安全な日本」創造戦略(閣議決定)	
2016 (平 28)		「刑法」改正及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」施行 (※3)	

- ※1… 再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。
- ※2… 高齢・障害等により、自立が困難な出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、「地域生活定着支援センター(仮称)」を都道府県の圏域毎に1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。
- ※3… 受刑者の社会復帰促進や、保護観察による再犯防止を目的として、前に禁固以上の実刑に処せられたことがない者等を対象に、一定期間受刑させたのち、残りの刑期の執行を猶予する「刑の一部執行猶予制度」を定める。

## 国内外の動き「犯罪被害者等の人権問題」

	国連等	国	県
1981 (昭 56)		「犯罪被害者等給付金支給法」施行	
1985 (昭 60)	「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択		
1996 (平 8)		「被害者対策要綱」制定 (警察庁)	
1998 (平 10)		「全国被害者支援ネットワーク」設立	
2000 (平 12)		「刑事訴訟法及び検察審査会法」改正 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)」施行	
2001 (平 13)		「犯罪被害者等給付金支給法」改正(※1)	
2005 (平 17)		「犯罪被害者等基本法(基本法)」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定	
2006 (平 18)		「犯罪被害給付制度」改正	
2008 (平 20)		「犯罪被害者支援法」改正(※2) 「更生保護法」施行 「被害者参加制度」、「被害者参加人のための国選弁護制度」、「損害賠償命令制度」開始	「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(推進条例)」制定 「とっとり被害者支援センター」開設
2009 (平 21)		「裁判員制度」開始	「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」策定(計画期間H20年度～22年度)
2011 (平 23)		「第2次犯罪被害者等基本計画」策定 「犯罪被害者支援要綱」制定 (警視庁)	
2012 (平 24)			「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」改訂(計画期間H23年度～25年度) (※3)
2013 (平 25)		「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び改正総合法律支援法」改正	
2015 (平 27)			「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」改訂(計画期間H26年度～28年度) (※4)

※1 「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に変更  
平成7年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別殺傷事件を契機に、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識され、犯罪被害給付制度の拡充を始めとする犯罪被害者に対する支援を求める社会的な機運が急速に高まったことなどを踏まえ、重傷病給付金の創設など支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされた。

※2 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者支援法)に変更

休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、重度後遺障害者(障害等級第1級から第3級までに該当する障害が残った方)に対する障害給付金の引上げ、生計維持関係のある遺族給付金の引上げなど犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図った。

※3 推進施策の新たな数値目標の設定や安全で安心なまちづくりを取り巻く状況の変化に対応する個別の施策などを盛り込んで改定。『鍵かけ運動の推進』を最重点施策として実施。

※4 社会・犯罪情勢の変化に対応する個別の施策を盛り込んでいくものとした。犯罪被害者等の支援の施策の柱に、「性暴力被害者への支援」を追加し、性暴力被害者が安心して相談できる体制の構築等を推進する。

## 国内外の動き「性的マイノリティの人権問題」

年	国連等	国	県
1997 (平 9)		日本精神神経学会による「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」策定	
2004 (平 16)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」施行	
2005 (平 17)			「人権に配慮した申請書類等にするための関係規則の整備に関する規則」施行(※)
2008 (平 20)	国連総会で人権と性的志向・性自認に関する声明提出		
2011 (平 23)	人権理事会は性的指向と性同一性に関するものとしては初の国連決議を採択		
2014 (平 26)			

※ 本籍、性別等記載の必要のない記載項目を申請書等の様式から削る等所要の規定の整備を行う

## 国内外の動き「非正規雇用等による生活困難者の人権問題」

年	国連等	国	県
1950 (昭 25)		「生活保護法」施行	
1985 (昭 60)		「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)」制定	
1993 (平 5)		「短時間労働者の雇用管理等に関する法律(パートタイム労働法)」制定	
1997 (平 9)	貧困撲滅のための国連の10年」		
2002 (平 14)		「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	
2003 (平 15)			
2004 (平 16)			「とっとり若者仕事ぶらざ」設
2005 (平 17)			
2007 (平 19)		改正「短時間労働者の雇用管理等に関する法律(パートタイム労働法)」	
2008 (平 20)			
2009 (平 21)			
2010 (平 22)		「子ども・若者育成支援推進法」施	
2011 (平 23)			
2012 (平 24)		「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)」改正  改正「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」	
2013 (平 25)		「子どもの貧困対策推進法」施行	「とっとりパーソナルサポートセンター」開所
		「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定	
2014 (平 26)		改正「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	
2015 (平 27)		「生活困窮者自立支援法」施行	

## 国内外の動き「個人のプライバシーの保護」

年	国連等	国	県
1999 (平 11)			「鳥取県個人情報保護条例」施行
2003 (平 15)		「個人情報の保護に関する法律」制定 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」制定	「鳥取県情報システム管理要綱」 (情報セキュリティ ポリシー) 策 定
2005 (平 17)		「個人情報の保護に関する法律」施行	
2013 (平 25)		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」制定	

## 国内外の動き「インターネットにおける人権問題」

年	国連等	国	県
1980 (昭 55)			「鳥取県青少年健全育成条例」制定
2002 (平 14)		「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行 「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」策定	
2003 (平 15)		「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制に関する法律(出会い系サイト規制法)」	
2004 (平 16)		「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」改訂	
2005 (平 17)		「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」施行	
2007 (平 19)		プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「発信者情報開示関係ガイドライン」公表	
2008 (平 20)		「出会い系サイト規制法」改正	
2009 (平 21)		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行	
2011 (平 23)		「出会い系サイト規制法」改正	
2012 (平 24)			
2013 (平 25)			「鳥取県青少年健全育成条例」改正
2014 (平 26)			「鳥取県青少年健全育成条例」改正



## 国内外の動き「ユニバーサルデザインの推進」

年	国際機関等の動き	国	
1974 (昭 49)	バリアフリーデザインに関する専門家会議においてバリアフリー提唱		
1985 (昭 59)	米ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイスユニバーサルデザイン提唱		
1994 (平 6)		「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」	
1995 (平 7)	ユニバーサルデザイン7原則発表		
1996 (平 8)			「福祉のまちづくり条例」制定
1998 (平 10)	ユニバーサルデザインとアクセシブルデザインの原則採用とガイドライン策定		
2002 (平 14)		「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行	イベント等を行う場合の点検項目の策定
2004 (平 16)		バリアフリー化推進要綱	
2005 (平 17)		ユニバーサルデザイン政策大綱	
2006 (平 18)		バリアフリー新法	
2007 (平 19)			
2008 (平 20)		バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱	